

釧路湿原の自然再生に向けて

このような湿原の現状を踏まえ、2001年3月には釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会（委員長：辻井達一北海道環境財団理事長）から、釧路湿原の価値が世界的に認められたラムサール条約登録当時（1980年）の境地に回復させることを目標とした提言がなされ、関係省庁、自治体、NPOなどの連携と幅広い市民参加によって、その具体化を進めることになりました。

また、2002年3月には、我が国の自然環境保全の基本的な考え方をまとめた「新・生物多様性国家戦略」が閣僚閣僚会議で決定され、この戦略において「自然の再生」が今後の重要な取組方向のひとつに位置づけられました。

こうした動きを受け、環境省でも、2002年度から本格的に釧路湿原の自然再生事業に着手しました。環境省の自然再生に向けた取組は、地域の生活や産業と同立させながら、釧路湿原の消失・悪化傾向に歯止めをかけて、回復の方向に転じることを目指しています。また、河川環境保全に関する提言を踏まえ、湿原の集水域全体を含めた広い視野の中で、人と湿原との関わりを見直し、よりよい方向を模索することを志願に、①自然環境の保全・再生、②農地・農業等との同立、③地域づくりへの貢献、を3つの柱として展開する考えです。



▲釧路湿原からの遠景写真

具体的な取組



▲「釧路湿原自然再生事業」5つの事業化地

釧路湿原の自然を再生するためには、湿原そのものだけではなく、中流川床の面積に相当する約2万ヘクタールの東水城全体で湿原への影響を減らしていくなければなりません。しかし、これだけの地域を対象として一挙に自然再生事業を展開していくことは困難なことから、まずは流域からの様々な影響を強く受けている沿岸の周辺地域で、それぞれの地域の特徴に応じてテーマを設け、パイロット的な事業を先行して展開していく考えです。图に、以下のような取組がスタートしており、これまでの地域においても今後どのような取組が可能かを調査、検討しているところです。

広里地域 薩摩の再生 1980年代後半に造成された農地の跡地をヨシやスゲの湿地に再生する取組

遠古武地域 薩の再生 地元のNPO法人との連携・協働によって荒廃した丘陵地に落葉広葉樹を中心とした豊かな森を再生する取組

釧路・茅沼地域 水環境の再生 地元ベンチャー企業や高校との連携・協働によって水生植物を使った水質浄化を試みる取組



▲広里地区 萨摩の再生の表土除去耕作地

自然再生のための事業は、道路やダムなどのものを造る従来の公共事業とは異なり、自然に対する理解度を高めることによって、自然を造るのではなく、自然が自らの力で変容していくことを人が手助けしようとするものです。

再生事業の実務にあたっては、貴重な自然をかえって壊すことのないように、事前に十分な科学的調査を行い、再生の目標や方法を検討します。そして事業実施の効果を最終的に調べながら、事業内容を柔軟に見直していく、いわば自然と会話しながら丁寧に作業を進めます。

自然再生は、30年、50年がかりの長い長い取組です。まさに長期的な地域づくりとも言え、関係省庁や地元自治体との連携・協働はもちろんのこと、地域に暮らし、様々な花草を愛む人たちと一緒に考え、幅広い参加を得て進めていくことがとても大切だと考えています。